

議案第 28 号

八幡浜市楠町物流倉庫の管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市楠町物流倉庫の管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例
八幡浜市楠町物流倉庫の管理及び利用に関する条例（平成 17 年条例第
185 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄
に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1 八幡浜市楠町物流倉庫				別表第1 八幡浜市楠町物流倉庫			
種類名	名称	面積	位置	種類名	名称	面積	位置
上屋	楠町岸壁上屋A区画	1,185.68m ²	八幡浜市保内町川之石 1番耕地237番地1 42地先	上屋	楠町岸壁上屋A区画	1,185.68m ²	八幡浜市保内町川之石 1番耕地237番地1 42地先
	楠町岸壁上屋B区画	293.80m ²		〃	〃 B区画	293.80m ²	
県野積場	楠町岸壁野積場	2,125.91m ²		県野積場	楠町岸壁野積場	2,125.91m ²	〃
別表第2 八幡浜市楠町物流倉庫使用料 (単位：円)				別表第2 八幡浜市楠町物流倉庫使用料 (単位：円)			
種類名	名称	金額	単位	種類名	名称	金額	単位
上屋	楠町岸壁上屋A区画	13.09	1平方メートル1日につき	上屋	楠町岸壁上屋A区画	12.85	1平方メートル1日につき
	楠町岸壁上屋B区画	9.65	1平方メートル1日につき	〃	〃 B区画	9.47	〃
(略)				(略)			
備考 1件の使用料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。				備考 1件の使用料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市楠町物流倉庫の管理及び利用に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

